

第5回

芽室町農業委員会総会議事録

令和2年11月30日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年11月30日（月） 15時30分～16時49分

●場所

芽室町役場 第一庁舎三階 議場

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による通知書審査の件
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第9 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画決定の件
- 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく
農用地買入協議要請の件
- 日程第12 議案第7号 現況証明願の件
- 日程第13 議案第8号 改正農業委員会に関する法律施行5年後調査の回答の件
-

●出席委員

1番 島部 亨 2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子 4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴 6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀 8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉 10番 谷口 栄治 11番 鈴木 進 12番 後藤 和則
13番 西川 幹生 14番 相澤 研二 15番 浅井 隆久 16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文

●欠席委員

なし

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

8番 横溝 勲 9番 平林 浩哉

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 8番 横溝委員 9番 平林委員 を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。番号1番について、事務局より説明願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番及び番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、 日程第4 報告第3号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。森本現地調査委員長より、復元状況調査の結果について、報告をお願いします。

○16番（森本委員） 11月19日現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に坂下委員、後藤委員、西川委員、そして私、森本でございます。事務局から佐藤局長、土田次長が出席しております。午後1時30分より事務局に集まり事務局と担当委員より説明を受けた後、現地調査を行いました。

【番号1番朗読】

調査の結果、農地として復元したことを認めます。以上でございます。

○議長（島部会長） ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか、特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。早苗あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○6番（早苗委員） あっせん委員会を11月20日に開催いたしました。あっせん委員敬松委員、横溝委員、平林委員、浅野委員、そして私、早苗。事務局から佐藤局長、村上係長が出席しております。午後1時30分から会議室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い午後3時30分からあっせん委員会を開催しました。それでは結果についてご報告いたします。8ページから11ページに記載のとおり、売買1件賃貸借6件で、番号6については、売買の申し出により調整を行いましたが、受け手の資金調達の事情により、あっせん不成立となりました。賃貸者6件については、あっせん成立となりました。以上といたします。

○議長（島部会長） ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか、特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問はありませんか。

【発言なし】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【発言なし】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について原案のとおり決定しました。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 先日行ってまいりました現地調査の結果および補足説明をいたします。

所在農地は地権者の元自宅周辺で、譲受人とは親戚関係にあたることから、周辺に与える影響もない

ので、問題ない案件です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 農地の所在は、元住宅の斜め向かいで、譲受人は3年前から賃貸を受けていることから、周辺に与える影響はないので、何ら問題も無い案件です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番(坂下委員) この場所は用水路で国から払い下げの時に弟名義になったものです。今回経営面積の縮小を図るために所有者の一本化を図るもので、兄弟間の贈与であることから、何ら問題ない案件です。

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。番号3番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号4番朗読】

【○議長(島部会長) ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番(西川委員) 14日にお話しを伺いました。世代交代をするための経営移譲で、借り人の勝俊さんは就農して10年経過し、地域の会議にも参加していることから、何ら問題のない案件です。

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。番号4番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号5番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号5番朗読】

【○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります道下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（道下委員） 先日お話を伺ってきました。場所は音更町の境界に位置する畑で、貸し人は数年前より体調を崩され規模を縮小してきましたが、今年度リタイアすることになり残りの農地を賃貸するものです。借り人は隣接する方で、周囲も理解をしていることから、何ら問題のない案件と思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号5番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番朗読】

【○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（坂下委員） 貸し人は規模縮小で5ヘクタールを残して賃貸をするものです。借り人は長年受託作業を請け負っていることから、周囲も理解をしていますので、何ら問題のない案件です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号6番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号6番につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。 番号1番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番につきましては 原案のとおり決定いたします。次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。 番号2番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番につきましては 原案のとおり決定いたします。

なお、番号1番2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、「許可相当」の回答があり、芽室町農業委員会会長専決第2条第4号の規定により許可書を交付します。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件を議題といたします。それでは 番号1番 について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります西川委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 話を伺ってきました。新規作物導入で資材等も増え、既存の施設が手狭になってきたことから設置をするもので、自作地内であり他に影響を及ぼすこともないので、よろしくお願いたします。

○議長（島部会長） これより審議に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります私から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○1番（島部委員） 先日前話を伺ってまいりました。子の住宅建築の申請ですが、就農して12年経過し、近々経営移譲も予定しており、現在は市街地から通っていることから、意欲的に農業に取り組みたいとの事から住宅を建築するものであります。

○議長（島部会長） これより質議に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

番号1番と2番について、芽室町農業振興地域整備計画変更に関する異議のない旨、芽室町に回答することといたします。

以上で議案第4号 を終わります。-

●日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号20番から整理番号30番まで、事務局より続けて議案の説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【番号20番から番号30番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号20番から整理番号30番について これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。整理番号20番から整理番号30番について 原案のとおり決定することにご異議ありませんか

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 整理番号20番から整理番号30番について、原案のとおり決定しました。

以上で 議案第5号 を終わります。

●日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、 日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） 次に早苗あっせん委員長より、説明願います。

○6番（早苗委員） ただいま事務局から説明がございました案件でございますけれども、11月20日のあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第4号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わってございます。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断したことを報告いたします。以上です。

○議長（島部会長） これより質議に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第6号を終わります。

●日程第12 議案第7号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第7号 現況証明願いの件を議題といたします。それ

では番号1番から2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番2番朗読】

理由は地目変更のための証明申請でございます。33頁から40頁に申請書・位置図を添付しておりますのでご参照ください。以上です。

○議長(島部会長) 次に、森本現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○16番(森本委員) 11月19日に現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に、坂下委員、後藤委員、西川委員、そして私。事務局より佐藤局長、土田次長に出席いただき、午後1時30分事務局に集まりまして、事務局および担当委員の説明を受けた後、現地の調査を行いました。調査の結果、農地採草放牧地以外であると判断いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

○議長(島部会長) ただいま、森本現地調査委員長及び事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番から番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番から番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第7号を終わります。

●日程第13 議案第8号 改正農業委員会に関する法律施行5年後調査の回答の件

○議長(島部会長) 次に、日程第13 議案第8号 改正農業委員会に関する法律施行5年後調査の回答の件を議題といたします。それでは事務局より議案説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第8号 改正農業委員会に関する法律施行5年後調査の回答の件 一般社団法人全国農業会議所より回答を求められた次の調査の回答について、審議を求める。

【事務局説明】

○議長（島部会長） ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第8号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【発言なし】

ありませんか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

(16時49分 閉会)